当社による労働者派遣事業における情報について

労働者派遣法第２３条第５項（同法施行規則題１８条の２）に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

2025年4月1日
株式会社ＡＴソリューションズ

対象期間		2024年1月1日～2024年12月31日
派遣労働者の数		14人
派遣先数		3社
派遣労働者に関する料金の平均額（消費税込）		¥39,758　　1人1日当たり(8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均		¥25,085　　1人1日当たり(8時間換算)
マージン率		36.9%
マージンに含まれる費用	法定福利費	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険料、労災保険料 労災保険料の事業主負担分
	福利厚生費	退職金共済掛金、有給休暇・慶弔等の特別休暇、 業務災害総合保険、互助会費用、健康診断費用、研修費用等
	事業運営費	事務所賃貸料、人件費、通信費、募集費用他
	営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、 福利厚生費、会社運営経費を差し引いた利益
教育訓練に関する事項		eラーニングサービスを利用しシステム開発の基礎知識、プログラミング言語を習得し、ITシステムの下流工程から上流工程までの流れを把握し、お客様要求に合わせたシステム作成を進められるよう教育研修の提供をおこなっています。 入職時教育、職能別教育、階層別教育、(OFF－JT・無償・有給)
キャリアコンサルティングの相談窓口		管理部 TEL:022-302-7021　Email: ats-career@at-solutions.co.jp
派遣労働者等の福祉の増進		派遣労働者の希望や能力、経験、就業期間・時間・場所等適性に応じた就業の機会及び教育 訓練の機会の確保等賃金労働時間、安全衛生等の労働条件向上、社会・労働保険の適用促進
待遇決定方式		労使協定方式
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲		全ての派遣労働者
労使協定の有効期限		毎年4月1日～翌年3月31日